

1 対象事件

補助金等に関する財務事務の執行について

2 選定理由

- ・ 泉南市では、平成8年に「行財政改革大綱」を策定して以来、第6次までの行財政実施計画を進め、限られた財源や人材を有効活用してきた。
- ・ しかし、今後さらに人口減少や少子高齢化が進むことで、市税収入の減少や社会保障費の増加が懸念されており、第6次行財政改革実施計画では、「各種団体への補助金削減」が確実に取り組むべき項目として掲げられている。
- ・ 令和4年度の決算では、補助金や負担金、交付金などの補助費が約35億円にのぼり、歳出総額の13.3%を占めており、財政の効率化や持続可能な運営のため、重要な支出項目となっている。
- ・ 近年、全国的に地方自治体が支出する補助金の不正受給が社会的に問題視されるケースが増えており、また、補助金が長期間にわたり特定の団体に交付され続けることで既得権化するという課題も指摘されている。そのため、地方自治体としては、法令や規則、交付要綱を遵守し、適正に財務事務を執行することが一層求められている。
- ・ このような状況を踏まえ、補助金等に関する財務事務の執行が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の観点から調査報告することは、市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

3 監査の要点

補助金等に係る財務事務について、合規性のほか、3 E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

- ① 補助金等に関する事務は地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。
- ② 補助金等の交付要綱において、交付要綱や事業の内容、対象経費の範囲等を明確化することで、補助対象が客観的に確認できるものとなっているか。また、それらの定めが合理的であるか。
- ③ 補助金等の申請は交付要綱に従い、適切な時期に必要な書類等が漏れなく、適切に実施されているか。また、交付要綱の定め等に従い適切に交付決定がなされているか。
- ④ 補助事業の計画は、事業の目的と整合しており、具体性、経済性、効率性の点から適正なものであるか。
- ⑤ 補助金等の交付、支給手続きは交付要綱等に従い適切に行われているか。
- ⑥ 補助金等の受給者の業務量実績や補助事業に伴う費用支出の合理性について、十分に確認しているか。
- ⑦ 補助事業の目的が達成されているかの評価を行い、翌年度以降の事業の実施手法や実施の要否（必要性）の検討（PDCA）が行われているか。
- ⑧ 市全体としての補助金等の交付方針（補助対象、終期、補助率の上限、実績報告資料の添付等）が、補助金等の運用基準等で整理されているか。

4 主な監査手続

「3 監査の要点」に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

- ① 補助金等に係る財務事務に関わる部署への質問、書面調査及び各種資料の閲覧を実施する。
- ② 補助金等を所管する部署への質問、書面調査及び各種資料の閲覧を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた手続を実施する。

※なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや市の作成する補助金等に関連する資料を確認した上で、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

5 補助金等に関する財務事務全体に関する監査の結果

補助金等に関して、市の事務体制は、予算編成および執行を通じて補助金に関する財務事務を担っている。特に予算編成においては、各課からの補助金要求に対し、その必要性や費用対効果、事業の実施方法の観点から査定を行っている。補助金の見直しや削減については、行財政改革の一環として継続的に取り組まれてきたが、現在は令和5年度に策定された「補助金に関するガイドライン」や「補助金要綱チェックシート」に基づき、補助金事業の実施状況について調査・内容確認・査定を行っている。一方で、これらの取組には財政課や行財政改革課が適宜関与しているものの、補助金に関する財務事務を一元的に管理する部署は特に定められておらず、各所管課がガイドライン等に従い業務を遂行しているのが現状である。財政課及び行財政改革課に対して、補助金等に関する財務事務全体に関する監査を行った結果、以下に記載する意見のとおり、市全体として補助金等に関する財務事務を適切に実行できるような取組の実施を検討されたい。

主な監査結果の概要

- それぞれの補助金等の目的に沿った適切な執行を確保するために、「補助金等の額の確定について」、「消費税部分の返還について」、「対象補助金等について」、「補助金等の交付方法の特例について」といった点からの補助金等交付に関する規則（現交付規程）の見直しについて検討されたい。【意見】
- 補助金額の確定を中心とする補助金等の交付に係る具体的な手続きについて、全庁的な基準を補助金等交付事務に関するマニュアル、チェックリスト等において、例えば現在のガイドラインに別紙として追補するような手法等により明文化することが望まれる。【意見】
- 所管課においてガイドラインが適切に運用され、ガイドラインで定められた補助金等の制度設計に関する市としての方針の実現を図るためには、その具体的な運用方法について十分に明文化するような見直し又は追補版の策定が望まれる。【意見】
- 補助金等の事務を取りまとめる課を定めた上で、各補助金等の所管課職員が補助金等のあり方についての市のルールや方針を理解できるよう、例えば「補助金に関するガイドライン」の定期的な通知・啓蒙を行うとともに、一般的な補助金等の基礎的な知識や他団体における事例等を学ぶことが望まれる。【意見】
- 市全体として適切な補助金の交付を実現していくために、例えば三年に一度等補助金のガイドライン遵守状況についての、市全体で独立的視点（他課）での定期的かつ継続的な調査を実施し、必要に応じて所管課に指導する仕組みを整備することが望まれる。例外的にガイドラインに抵触する補助金については、その合理的な根拠を整理し、対外的に説明できるようにしておくことが重要である。【意見】
- 市全体として、交付要綱上での補助率の設定を促進した上で、特に補助率の高い（100%）事業については、引き続き①事業の実施主体を市とし、直営又は委託料による執行とする、②団体等が自立して事業を継続する、③所期の目的を達成し役割を終えたものとして廃止する、といった検討を進めることが望まれる。【意見】
- 今後も市全体として各補助金の状況を把握した上で、団体運営補助については、交付対象団体と所管課が連携して①団体の財政的な自立を促進すること、②財政的な自立が困難な団体について団体運営補助により当該団体を存続させる必要性を継続的に検討すること等について所管課に指導することにより、可能な限り事業費補助へ移行させる取組を推進することが望まれる。【意見】
- 市全体として、所管課による補助対象団体事務の代行の解消を推進するため、市全体としての当該代行等状況を調査した上で、一定の期限を定めて解消を求めることや、解消が困難な団体については、当該代行職員と補助金交付業務に関与する職員を独立させるといった取組を推進されたい。【意見】
- 優良事例について市全体で共有し、所管課と補助金交付対象団体のコミュニケーションを通して、相見積り等の徴取等により、補助金交付対象団体における補助対象経費支出の効率化を促進していくことが望まれる。【意見】

6 個別補助金事務に関する監査の結果

【個別監査対象補助金等の選定】

個別監査対象補助金等の選定方針を設定の上、以下のとおり 1 2 課の所管する 3 2 件の補助金及び 8 件の負担金を選定した。

所管課	対象補助金等	所管課	対象補助金等
1. 政策推進課	2 補助金	7. 長寿社会推進課	3 補助金
2. 人権推進課	3 補助金、1 負担金	8. 保育子ども課	3 補助金、1 負担金
3. プロモーション戦略課	3 補助金、2 負担金	9. 教育総務課	2 補助金
4. 環境整備課	3 補助金、1 負担金	10. 生涯学習課	3 補助金、1 負担金
5. 産業振興課	4 補助金	11. 指導課	2 補助金
6. 生活福祉課	2 補助金、1 負担金	12. 人権国際教育課	2 補助金、1 負担金

【主な監査の結果】

個別補助金等に関する監査の結果（結果 6 件、意見 6 1 件）のうち主なものは以下のとおりである。

① 主な結果

項目	監査結果の内容
立替金の精算について	➤ 帳簿および関連証憑を確認したところ、会員が立替えた経費の請求書の一部に、業者の請求書や領収書など実際の立替えを証明する書類が添付されていないものがあった。
補助対象経費の妥当性について	➤ 実績報告における補助対象経費に、補助金交付要綱及び「補助金に関するガイドライン」により、補助対象経費とすることが適切でないと考えられる支出が含まれていた。 ➤ また、補助金交付要綱において、一部の事業を除いて補助対象とする経費の科目や内容は具体的に規定されていなかった。
市の要綱に基づかない補助金の交付について	➤ 交付対象経費及び交付額が補助金交付要綱で定められているにもかかわらず、市が交付する補助金の額の算定に際して、市の要綱にしたがっておらず、国庫補助金の対象経費と同じ経費を対象に補助金額が算定されていた。
余剰金が発生している団体への補助金の交付について	➤ 補助金交付要綱について、「補助金に残額が生じたときは、その残額を返還すること。」とされている団体運営補助金について、余剰金が多額に発生しており実質的に補助金に残額が生じているにもかかわらず、補助金の交付額が返還又は減額されていなかった。
補助金の交付要綱について	➤ 過去に大阪府が同様の補助金を交付していたが、交付が終了したことにより市が引き継いで交付するに際し、適正な補助金の交付に必要となる、交付対象とする事業、補助対象経費、交付額、交付に係る手続き等を明文化した要綱が定められていなかった。 ➤ この結果として、本来補助対象とすべき事業だけでなく法人運営事業にも本補助金が使用されていた。
補助金の交付誤りにについて	➤ 実績報告額が誤っていたが、市の所管課でも実績報告額の算定額の検証に漏れがあり、補助金が57,000円過大に交付されていた。

② 主な意見

項目	監査結果の内容	対象補助金等所管課
補 助 対 象 経 費 ・ 負 担 金 対 象 経 費 の 明 確 化 に つ い て	➤ 補助金交付要綱において、補助対象事業や補助金交付対象とする経費の科目や内容、補助率、補助金額等が具体的に定められていなかった。 ➤ 市からの補助金に加え、大阪府からの負担金も受けている事業について、市補助金の補助対象経費の範囲とその他の財源に基づき支出する経費の範囲の区分が、明確にされていなかった。 ➤ 会則や協定書等において、負担金の対象とする経費の範囲や負担金額が具体的に定められていなかった。	政策推進課、人権推進課、プロモーション戦略課、生活福祉課、生涯学習課、指導課、人権国際教育課
予算及び決算報告の様式の見直しについて	➤ 補助金申請時の予算と実績報告時の決算報告で補助対象経費の表記方法が異なるため、整合性の把握が困難な状況であった。 ➤ 予算及び決算報告と補助金交付要綱に記載の補助対象経費の科目と整合していないため、交付申請及び実績報告の妥当性の検証が困難な状況であった。	プロモーション戦略課、生涯学習課、指導課
消費税仕入れ税額控除の取り扱いについて	➤ 補助金交付要綱において、本則課税事業者に対する補助金である可能性があるにもかかわらず、補助事業において支払った消費税に対して補助金を交付している場合、補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しているか否かの報告や返還について定められていなかった。	人権推進課、プロモーション戦略課、環境整備課、産業振興課、長寿社会推進課、保育子ども課
事務局業務の代行について	➤ 補助金交付先の団体の事務を、当該補助金の所管課の職員が実施しており、補助金の交付元と交付先が同一とみなされ対外的に疑念を抱かせる要因となり得る状況にあった。	政策推進課、人権推進課、生活福祉課
事業実績報告の妥当性の検証について	➤ 補助金の実績報告時に、所管課において実績報告における補助対象経費の内容や範囲、金額の妥当性についての領収書や給与台帳、通帳といった証憑等に基づく検証を行っていなかった。 ➤ 他団体に実質的な再補助がされる事業において、再補助先の団体における事業費の使用状況や内容を把握していなかった。 ➤ 実績報告資料だけでは、補助金以外の収入や補助金交付金額を超える補助対象経費が記載されておらず、補助対象事業に係る収入総額や補助対象経費総額が把握できない状況であった。	人権推進課、プロモーション戦略課、環境整備課、長寿社会推進課、生涯学習課、指導課、人権国際教育課
補助金のあり方の検討について	➤ 対象施設の建替え等により補助金の前提が大きく変化する補助金について、そのあり方を抜本的に見直すべく検討されたい。 ➤ 多額の余剰金を有する団体に対する団体運営補助について、その必要性や補助金額の減額、今後の自己収入確保の方向性について慎重に検討することが望まれる。 ➤ 補助金の公平性等の観点から、交付対象団体を特定せず、公共的な活動を行う団体に対して公平に補助が行えるよう、要綱等を見直し検討することが望まれる。	環境整備課、長寿社会推進課、生涯学習課
その他	➤ 補助金効果指標の設定がされておらず、効果の測定に有用であるアンケートを実施しているにもかかわらず、その実施状況（回答回収数）が不十分であった。 ➤ 市から複数の補助金の交付を受けており、また市から業務の受託もしている団体について、その対象経費の重複の有無や、補助事業と委託事業の区分について明確に整理されていなかった。 ➤ 市内 4 中学校に割り振られている補助金について、2 つの中学校では割振額を超えていた（補助金不足が発生）一方、2 つの中学校では割振額に満たず補助金の返還が行われていた。	プロモーション戦略課、長寿社会推進課、指導課